

# ご寄附をいただいた場合、税制上の優遇措置が受けられます！

「特定公益増進法人」である京都市産業技術研究所へご寄附をいただくと、  
税制上の優遇措置を受けることができます。

## 1 法人から寄附をいただく場合

- 一般寄附金の損金算入限度額とは別枠で損金に算入することができます。

(寄附金額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額)

- 損金算入限度額 (1年決算法人の場合)

$((\text{所得金額} \times 6.25\%) + (\text{資本金等の金額} \times 0.375\%)) \times 1/2$

### <具体例>

資本金 1000 万円、所得金額 4000 万円 (益金 - 損金) の企業から 100 万円の寄附をいただいた場合

→  $((\text{所得金額} 4000 \text{万円} \times 6.25\% + \text{資本金} 1000 \text{万円} \times 0.375\%)) \times 1/2$   
= 126.875 万円

→ 126 万 8750 円 > 100 万円

別枠で OK !

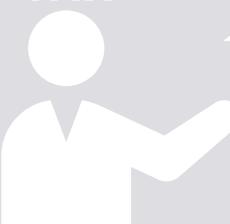
このケースの場合、  
寄附金額 100 万円を別枠で損金算入することができます。

## 2 個人から寄附をいただく場合

- 寄附金額 (所得の 40% を限度) から 2,000 円を差引いた額が所得税の課税所得から控除されます。

- 寄附金控除額

寄附金額 - 2,000 円



寄附金控除に関する詳しいことは、顧問税理士、又は最寄りの税務署にお尋ねください。

## ご寄附の手続き

まずは、京都市産技研の WEB サイトにアクセスいただき、「寄附について」のページをご確認ください。

### step 1

**寄附の申し出** 「寄附金等申込書」にご記入いただき、経営企画室総務係まで郵送又はメール、持参をお願いします。

後日、寄附金等受入通知書をお送りさせていただきます。

### step 2

**寄附の提供** 下記の口座にお振込みをお願いします。なお、振込手数料は本研究所が負担します。

※ 振込手数料の金額は、各金融機関にご確認ください。

### step 3

**税の申請** 寄附金受領後、「寄附金受領証明書」「特定公益増進法人であることの証明書の写し」を発行させていただきます。確定申告のお手続きの際にご利用ください。

### 振込口座

三菱UFJ銀行  
京都支店 普通 3414557  
トク)キョウトサンギヨウキジユツケンキウシヨ

### 問合せ先

地方独立行政法人  
京都市産業技術研究所

TEL. 075-326-6100 FAX. 075-326-6200